

東秩父村教育委員会 開催のお知らせ

東秩父村教育委員会の会議を下記日程で開催します。

記

日時 7月25日(水) 午後1時30分
場所 役場中会議室
問合せ 教育委員会事務局 ☎82-1230

ご寄附ありがとうございました

【社会福祉協議会】

- 東秩父村生活改善クラブ連絡協議会様より33,838円をご寄附いただきました。
- 東秩父歌謡祭実行委員 栗島正道様より25,495円をご寄附いただきました。



航残して悔い残さず!!

シリーズ 地籍調査 ①



地籍調査とは

- ・一筆ごとの土地について、所有者等の立会いをお願いし、所有者、地番、地目、筆界（土地の地番境界）を調査するとともに、測量を行い、その結果を「地籍簿」および「地籍図」に取りまとめるものです。
- ・調査後は、一定の手続きを経て、地籍簿および地籍図の写しは、管轄登録所に送付され土地登記簿の記載事項が改められるとともに、今までの公図に代わり、不動産登記法第14条地図として登記所に備え付けられます。



地籍調査の目的

- ・現在登記所に備え付けられている簿冊（登記簿）と地図（公図）は明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としたものが多く、面積等が正確でないことが知られています。地籍調査はこのような状況を改善し、土地の正確な位置、境界、地積情報を明らかにすることにより、皆さんの貴重な土地財産を守るため実施します。
- ・このためにも、早期に調査を行うことが求められています。

地籍調査の推進にご理解ご協力をお願いします！
産業建設地籍調査担当 ☎82-1222